

新居浜市 安全安心のまちづくり行動計画



平成29年2月1日

新居浜市

目 次

1 【目 標】

【視 点】

- 第1章 災害に強いまちづくり
- 第2章 事故や犯罪のないまちづくり
- 第3章 健やかに暮らせるまちづくり
- 第4章 快適な環境の保全

2 【基本方針と取組】

主体ごとの取組、市の施策

資料：新居浜市安全安心のまちづくり条例と解説

新居浜市安全安心のまちづくり行動計画

《目標》

最近の社会を取り巻く様々な情勢が変化の中で、犯罪、事故、災害等を原因として市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威及び危険が発生する状況となっています。このような憂慮すべき事象を未然に防止し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりは、市民すべての願いです。

このため、新居浜市では市全体で安全で安心なまちづくりを推進していくための基本理念を定めた「新居浜市安全安心のまちづくり条例」を平成21年9月に制定いたしました。

今後は、この条例に定められた基本理念をもとに、行政や関係機関、さらに市民・事業者が一体となって自助・共助・公助の役割分担をしながら取り組むことが必要であることから、市民生活の安全安心のための視点と取組を明らかにする「新居浜市安全安心のまちづくり行動計画」を策定し、市民一人ひとりの暮らしと生命を守る安全で安心なまちづくりを目指します。

《視点》

安全で安心な市民生活を実現するための視点を次の4つとします。

- 第1章 災害に強いまちづくり
 - ・・・防災・危機管理体制の強化
- 第2章 事故や犯罪のないまちづくり
 - ・・・交通安全・防犯活動の推進
- 第3章 健やかに暮らせるまちづくり
 - ・・・子育て支援・健康・介護の充実
- 第4章 快適な環境の保全
 - ・・・衛生の向上・健全な消費生活

《基本方針と取組》

目標達成に向けて、視点ごとの基本方針を定めるとともに、現状と主体ごとの取組を明らかにする。



第1章 災害に強いまちづくり (防災・危機管理体制の強化)

《基本方針》

市民一人ひとりが安全安心なまちづくりに対して意識するように啓発を進めていくことが全ての基本となる。

本市において、平成16年の大規模な浸水被害や土砂災害等を経験したことが大きな契機となり、自主防災活動に対する関心が高まり、市内全校区において自主防災組織が結成されている。今後、更に、災害時の被害を最小限に抑えるため、より一層の市民相互の協力や救援が実施できる体制を構築する。

また、テロや新型インフルエンザの流行など、これまで想定していなかった不測、突発的な事態に対して、迅速かつ的確に対応できるよう危機管理体制の向上を目指す。

- 1 地震や集中豪雨、大規模火災等の災害に備えて、緊急時の避難場所や避難経路の安全確保、雨水排水施設や延焼遮断効果を有する施設の整備を推進することで、市民生活に係る防災効果の向上を図る。
- 2 災害時の迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、関係機関や自主防災組織等と連携体制の強化を図り、市民の防災意識と行動力の向上を進める。
- 3 事業所等において実施されている様々な事業が、非常時であっても適正に執行することができるよう、事業継続計画の策定を推進する。
- 4 防災行政無線の整備を図り、市民に対して迅速かつ正確に情報を提供できる体制を確立する。

《現状》

- (1) 自主防災組織の活動（平成27年度）
届出済み組織数 123団体
- (2) 要援護者支援プランの充実（平成28年10月）
ア 要援護者登録者数 3,010名
イ 地域支援者決定率 84.8%
- (3) 備蓄体制と緊急時の応援協定
ア 主な備蓄品名
食料品（ビスケット、アルファ米、おかゆ、粉ミルクほか）、飲料水、毛布等
イ 市との緊急時の応援協定件数 79件
- (4) 防災行政無線の整備（平成27年度）
ア 屋外拡声子局 30箇所
イ 戸別受信機 約360箇所
ウ 水位観測カメラ 5箇所（渦井川、東川2箇所、国領川、阿島川）
エ 潮位監視カメラ 3箇所
- (5) 危機管理体制の整備
ア 地域防災計画の見直し 平成27年度策定
イ 事業継続計画の見直し 平成28年度改訂予定（愛媛県：平成28年3月策定）

(6) 防災訓練等の実施（平成27年度）

ア 実施回数 21回

（愛媛県総合防災訓練 1回・校区単位防災訓練 18回
愛媛県石油コンビナート 1回・津波避難訓練 1回）

イ 参加者数 約6,000名

(7) 救急講習会（平成27年度）

ア 実施回数 115回

イ 参加人数 3,681名

(8) 火災の発生状況（平成28年）

ア 発生件数 30件 死者1名 負傷者8名

イ 主な原因 ストーブ、こんろ、電気機器、内燃機関 各2件 など

(9) 救急活動の状況（平成28年）

ア 出場件数 5,146件

イ 主な種別 急病:3,165件、一般負傷:813件、交通:525件

(10) 小中学校施設の耐震化（平成27年度）

校舎、体育館の耐震化整備率 100%

《主体ごとの取組》

「市民の取組」 =自分の生命は自分で守る

- ・ 防災教室等へ参加し、防災に関する知識を習得する。
- ・ 救急講習会を受講し、救命技術を習得する。
- ・ 家屋の耐震補強や危険箇所に対して補強を行う。
- ・ 家具の配置の見直しや転倒防止策を講じる。
- ・ 非常持ち出し品の確認や非常食の備蓄を行う。
- ・ 家族や近隣者で、災害時の連絡方法や協力について話し合う。
- ・ 自主防災組織の活動に参加する。
- ・ 防災訓練（初期消火訓練や救助活動訓練等）に参加する。
- ・ 地域内の要援護者に対する支援活動に協力する。
- ・ 住宅用火災警報器を設置する。
- ・ 火の取扱いに注意し、少しでも火のそばを離れる時は必ず火を消す。

・・・等



「事業者の取組」

- ・ 事業継続計画や対応マニュアルを作成する。
- ・ 従業員への防災訓練、研修等を実施し、防災意識の普及啓発を行う。
- ・ 災害が発生した場合に、避難場所としてスペースの提供を行う。
- ・ 応急処置に必要な資機材を検討し、確保する。
- ・ 所有建物等の耐震化、耐火性の向上に努める。
- ・ 消火器や防災用品等の耐用年数を確認し、適切な保管や管理を行う。

- ・避難通路、避難誘導方法を明確にして、従業員や来場者の安全を確保する。
- ・自主防災組織等と連携し、救助や避難等について訓練を実施する。
- ・消防団への従業員の入団促進を行う。
- ・荷物の整理や保管方法の確認を行う。
- ・帰宅が困難となった従業員の支援を行う。
- ・店内放送や張り紙等による防災意識の啓発と注意喚起を行う。

・・・等

「市の取組（施策）」

事業(取組)名	概要	期待される効果	関係課所名
防災に関する講座の開催	自主防災組織の在り方や災害への備え等について講座を開催する。	自主防災組織の活動が活性化につながり、地域における防災啓発が図られる。	防災安全課
安全安心のまちづくり条例の啓発	安全安心のまちづくり条例について、市民、事業者等に広く周知・啓発を行う。	安全安心のまちづくり条例について市民、事業者等に広く周知・啓発を行うことにより、安全安心への意識の高揚が図られる。	防災安全課
救急講習会の実施	定期的に心肺蘇生法、AEDの使用方法を一般市民・事業所等を対象に実施する。	市民が自ら救命処置を実施することにより、救命率の向上が期待できる。	総務警防課
災害情報の発信	火災等の災害情報をホームページ・テレホンサービス・メールマガジン・スマートフォンアプリ・SNS等にて配信する。	災害に関する情報等がリアルタイムで分かることにより、適正かつ迅速な行動(避難など)をすることができる。	通信指令課 防災安全課
火災予防啓発・広報宣伝の実施	火災予防週間・異常気象時・火災多発時等に消防署・消防団によるパトロールの強化や広報宣伝を実施する。	防火意識の高揚が図られ、火災が減少する。	予防課
防災訓練の実施	地域住民が主体となった実践的な防災訓練を実施する。	訓練を実施することにより、市民が防災知識を身に付けるとともに、自主防災組織の育成強化が図られる。	防災安全課
自治会加入率の促進	減少傾向である自治会の加入者を増やすため、加入を呼びかけるチラシを作成したり、市政だよりの特集号による広報、毎年3月を加入促進月間と位置付けたキャンペーン活動を実施する。	自治会加入率の向上により、自治会設置の自主防災組織や防災活動も活発になり、住民の防災意識を向上することができる。	地域コミュニティ課
地域担当者制度の実施	地域住民の防災意識の高揚と防災知識の普及・啓発、並びに自主防災組織の防災力の向上を図るため、地域に居住する消防職員から地域担当者を選任し、地域の防災活動をサポートする。	自主防災組織の防災力が向上し、災害時の情報収集や提供体制の拡充及び的確な初動体制が確立できる。	予防課

事業(取組)名	概要	期待される効果	関係課所名
災害時応援協定の締結	大規模な災害が発生した場合に備え、被災者への食料・生活物資の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧工事等の応急対策業務等の応援協力について民間事業者等各種団体との応援協定を締結する。	大規模な災害が発生した場合、応援協定を締結することにより、被災者への食料・生活物資の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧工事等の応急対策業務等を迅速に実施できる。	防災安全課
業務継続計画の策定	地震等の危機発生時において、市として実施する必要がある応急業務や重要な通常業務を継続し、中断した場合も最短で業務を復旧するための計画を策定する。	地震等の危機発生時に、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることができる。	防災安全課(全課所)
庁舎管理業務の実施	市庁舎、消防庁舎、庁舎別館及び設備関係について、適正な保守管理を実施する。	市民の方が安全、安心して来庁し、行政サービスを利用できる。	管財課
雨水管渠等建設事業(浸水対策)の実施	公共下水道事業計画区域 2,367ヘクタールの内、浸水被害多発地区について、雨水ポンプ場や雨水幹線管渠など主要な雨水施設を整備する。	雨水施設の整備により、浸水被害の軽減が図られることで、災害に強いまちづくりができる。	下水道建設課
幹線排水路等浚渫事業の実施	豪雨時の浸水対策として、排水ポンプ場周辺における、市内27箇所の排水路及び5箇所の遊水池について、計画的な浚渫を実施する。	排水路の流下能力と遊水池の貯水能力等の機能回復により、災害に強いまちづくりができる。	下水道建設課
一般下水路整備事業の実施	地域の環境整備と浸水解消を目的に、比較的規模の小さい、公共下水道以外の一般下水路の整備を実施する。	水路の排水能力の向上により、災害に強いまちづくりができる。	下水道建設課
河川改良事業の実施	生活環境の改善及び水質保全を図ると共に、浸水被害の解消を図るため市管理河川の改良を実施する。	河川の排水能力の向上等により、災害に強いまちづくりができる。	下水道建設課
ため池等整備事業の実施	農業用水の確保や下流域の防災に支障をきたしているため池について、危険度の高いものから順次改修を実施する。	農業用水の安定的供給と洪水による災害の未然防止のほか、生物の生息生育場所の保全、住民への憩いの場を提供することができる。	農地整備課
がけ崩れ防災対策事業の実施	がけ崩れの発生する恐れがある箇所に対する対策として、がけ崩れ防災対策事業(県単)又は県が施行する急傾斜地崩壊対策事業を実施する。	危険ながけに対し対策事業を実施することにより、付近住民が安全に生活できる。	都市計画課
民間木造住宅耐震診断事業の実施	近い将来、発生が危惧される南海地震に対する意識高揚を目的に、建築基準法の旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断費用の補助金を交付する。	耐震診断を実施することにより、住宅の耐震性が確認できるとともに、耐震化を推進できる。	建築指導課

事業(取組)名	概要	期待される効果	関係課所名
民間木造住宅耐震改修補助事業の実施	民間木造住宅耐震診断事業で耐震診断の結果、倒壊の恐れがある等の診断が出された住宅の耐震改修工事費用の一部に補助金を交付する。	住宅の耐震化への関心が高まると共に費用負担が軽減され、耐震化を推進できる。	建築指導課
水道施設における耐震化の実施	配水池の新設及び更新時に耐震化工事を実施する。全導送水管及び配水管の布設時に、耐震管を使用し耐震化を実施する。	耐震化を推進することで緊急時にも水道水の安定供給できる。	工務課
土のう作成用土砂置場の設置	水防時に必要な土のうを、市民が自ら作成するための土砂置場を市内3か所に設置する。	自分の家や地域は、自ら守る意識が定着するとともに、市民の生活を守ることができる。	総務警防課
空き家・空き地対策の実施	空き家や空き地の所有者に対して、適正な管理・対処についての指導・お願いを実施する。	空き家や空き地が適正に管理されることにより、瓦や窓等の破損や飛散、倒壊、不審火による火災等が防止できる。	建築指導課 予防課 ごみ減量課
防災行政無線整備事業の実施	防災行政無線を適正に運用し、災害等に関する情報を迅速に提供する。	災害に関する重要な情報を迅速かつ正確に伝達することにより、地域住民の安全が確保できる。	防災安全課
災害時要援護者支援事業の実施	災害時に自力で避難できない高齢者や障がい者のリストを作成し、共助による避難支援体制を整備する。	共助による支援体制を整備していくことで、災害時に援護を必要とする高齢者や障がい者の安全を確保することができる。	防災安全課
保育所での避難訓練等の実施	保育所において、毎月、火災や地震を想定した避難訓練や交通安全に関する指導を実施する。	児童、保護者及び職員の火災・地震等の災害、交通安全に対する意識啓発が図られ、災害時等に迅速かつ適切な対応ができる。	子育て支援課
障がい者(児)施設での避難訓練等の実施	障がい者(児)施設において、毎月、火災や地震を想定した避難訓練を実施する。	障がい者(児)及び職員の火災・地震等の災害に対する意識啓発が図られ、災害時等に迅速かつ適切な対応ができる。	地域福祉課
石油コンビナート防災訓練の実施	石油コンビナート地区の企業と合同で定期的に防災訓練を実施する。	危険物火災等が減少し、災害発生時の被害が軽減できる	総務警防課
地域コミュニティ活動(防災活動)への支援	地域が主体的に防災訓練、防災マップ等の作成等の防災関連事業を実施することに対し、交付金を支出する。	住民が主体的に防災関連事業に取り組むことにより、防災意識の向上が図られる。	地域コミュニティ課

第2章 事故や犯罪のないまちづくり (交通安全・防犯活動の推進)

《基本方針》

地域から事故や犯罪をなくすためには、地域に暮らす一人ひとりが交通違反や犯罪を許さないという意識と体制づくりが大切である。

また、自主的な交通安全・防犯活動等に対して行政や警察等の関係機関が連携を図りながら、指導や普及啓発とあわせて効果的な都市整備を行い、身近で発生する事故や犯罪を防止し、安全なまちづくりを進める。

- 1 市内で活動を展開している新居浜地区防犯協会をはじめ各種防犯団体間の交流を促進するなど活動環境の整備を進める。
- 2 歩行者や自転車に配慮した道路（自転車・歩行者道路を含め）整備の推進により円滑で良好な交通環境を形成する。
- 3 幼稚園や保育園、小・中学校、自治会等において、交通安全教室や防犯教室等を開催することにより、交通ルールや事故・犯罪の現状について指導・啓発を行い、交通安全・防犯対策の充実を促す。
- 4 教育委員会・警察等との連携により、不審者情報及び危険と思われる情報の共有に努め、市民へ迅速に公表できる体制の整備を図る。
- 5 地域住民による自主的なパトロールや見守り活動が、安全かつ効果的に実施されるように指導や啓発を実施する。

《現状》

- (1) 交通事故（平成27年）

発生件数	406件	死者	5名	負傷者	460名
------	------	----	----	-----	------
- (2) 自転車歩行者道の整備（平成27年度）

ア 計画延長	17.0km
イ 整備率	59%
- (3) 交通安全教室（平成27年度）

ア 実施回数	139回
イ 参加者数	11,470名
- (4) 新居浜地区防犯協会活動（平成27年度）

ア 支部数	17支部
イ 活動数	37回（防犯パレード、振り込め詐欺防止広報ほか）
ウ 参加者数	779名
- (5) 青色回転灯パトカーによる防犯活動（平成27年度）

ア 青色回転灯装着車両登録団体数	5団体
イ 台数	133台
- (6) 不審者等に関する情報の公表（平成27年）

ホームページ情報発信回数	15回
--------------	-----

(7) 刑法犯発生 (平成27年)

ア 刑法犯罪	認知件数	999件	
	検挙件数	426件	
イ 主な種類	窃盗犯	114件、	粗暴犯(暴行・傷害他) 48件、
	知能犯(詐欺・横領)	36件、	凶悪犯 7件等

《主体ごとの取組》

「市民の取組」＝自ら生活の安全を確保する。

- ・ 防犯教室や交通安全教室等の講習会に参加する。
 - ・ 自転車、自動車から離れるときや短時間の外出でも必ず施錠をする。
 - ・ 敷地内に侵入の足場となる物を置かない。
 - ・ 外部から見通しのきく垣や柵にする。
 - ・ 地域の防犯パトロール等地域安全活動へ参加する。
 - ・ 自主防災組織の活動(初期消火活動、救助活動等)へ協力する。
 - ・ 家庭で防犯について話し合い、危険箇所等の情報を共有する。
 - ・ 地域内での犯罪や事故の発生情報を確認する。
 - ・ 近隣者で、声かけや挨拶をする。
 - ・ 防犯ブザーや笛を持ち歩き、危険を感じた時には助けを呼ぶ。
 - ・ 不審者を見かけた時や不審に思ったときは、警察に相談する。
 - ・ 運転マナーの励行と交通ルールを守り、交通事故の加害者や被害者にならない。
 - ・ 時間にゆとりを持った行動に心がける。
 - ・ 自動車、バイク、自転車等迷惑となる路上駐車は行わない。
- ・・・等

「事業者の取組」

- ・ 従業員に対し、各種情報の提供、研修会を実施するなど防犯教育・交通安全教育を行う。
- ・ 外部からの侵入犯罪の防止に配慮した門扉・錠前・防犯カメラを設置する。
- ・ 事故や災害が発生したときに備え、関係機関や周辺地域への連絡体制を構築する。
- ・ 店内放送などによる、防犯意識の啓発と注意喚起を行う。
- ・ 道路移動中などにおいては監視の目を光らせながら営業活動を行う。
- ・ 車両盗難防止装置装着車両を普及させるなど、自動車の盗難防止を図る。
- ・ 堅牢な自動販売機の導入や警報装置の設置等により、犯罪の誘発を防止する。
- ・ 照明器具、ミラー、防犯カメラの設置等により、犯罪発生を防止する。
- ・ 路上での荷物、商品の積み降ろし時においては、安全な場所を確保する。
- ・ 夜間、休業日等の施錠や資材等の整理など事業所敷地内の適正な管理を行う。
- ・ 運転マナーの励行と交通ルールの遵守、徹底を図る。

・管理車両の安全点検や日常点検による安全確認を励行する。

・・・等

「市の取組（施策）」

事業（取組）名	概要	期待される効果	関係課所名
防犯教室の開催	犯罪状況の情報の提供等、警察との連携を図りながら、防犯講習会を開催する。	防犯意識の高揚及び、防犯に関する知識を学んでいただくことによって、未然に犯罪を防ぐことができる。	防災安全課
安全安心のまちづくり条例の啓発	安全安心のまちづくり条例について、市民、事業者等に広く周知・啓発を行う。	安全安心のまちづくり条例について市民、事業者等に広く周知・啓発を行うことにより、安全安心への意識の高揚が図られる。	防災安全課
交通安全対策推進事業の実施	交通茶屋や人の輪作戦、交通安全教室などを開催し、交通安全意識の向上を図る。	正しい交通ルールやマナーを学ぶことで、交通事故が減少する。	防災安全課
交通安全教室の開催	各小中学校で交通安全教室を開催する。	児童・生徒が交通ルールを守るという意識の向上が図られる。	学校教育課
犯罪予防等に関する地域ネットワークの充実	安全・安心のまちづくり協議会において、市、警察、市民、事業者、団体が情報の共有を行うことにより、地域ネットワークの充実を図る。	地域住民相互の連帯意識の希薄化、匿名性、無関心層の増大が進むなか、市、警察、市民、事業者、団体等が今後より協働・連携して地域安全活動に取り組んでいくことができる。	防災安全課
新居浜地区防犯協会活動の助成	犯罪の無い地域社会の実現を理想として、新居浜市民の防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動の推進を行っている「新居浜地区防犯協会」に対し、補助金を交付する。	住民の防犯意識の高揚、地域ぐるみの防犯活動の推進が図られ、犯罪数が減少する。	防災安全課
防犯活動運営の補助	多発する地域犯罪に対して、見せる防犯活動を実施しているNPO法人守ってあげ隊に対し、補助金を交付する。	地域犯罪発生の減少と、青少年の健全育成が図られる。	防災安全課
防犯灯設置事業等の補助	各自治会の防犯灯の新設、修繕にかかる工事費の補助金を交付する。	防犯灯の設置や修繕に市の補助金があることにより、市内の防犯灯が増加し、安全安心なまちづくりが図られる。	地域コミュニティ課
自治会加入率の促進	減少傾向である自治会の加入者を増やすため、加入を呼びかけるチラシを作成したり、市政だよりの特集号による広報、毎年3月を加入促進月間と位置付けたキャンペーン活動を実施する。	自治会加入率の向上により、自治会の防犯活動も活発になり、住民の防犯意識を向上することができる。	地域コミュニティ課
暴力団排除に関する事務の実施	新居浜市不当要求行為等防止対策要綱及び新居浜警察署と締結した合意書等に基づき、関係機関と連携協力し、行政運営からの暴力団排除に努める。	暴力団の不当な介入を排除するための考え方や行動が培われ、適正な事業活動ひいては市民生活の安全に寄与できる。	総務課 契約課

事業（取組）名	概要	期待される効果	関係課所名
消費生活改善対策事業の実施	専任の消費生活相談員を配置し、悪質商法等の消費者トラブルに対し、助言・あっせんを行うとともに、消費者啓発を実施する。	消費者の財産・安全を守るための拠点として、消費者被害の未然防止や早期解決することができる。	地域コミュニティ課
空き家・空き地対策の実施	空き家や空き地の所有者に対して、適正な管理・対処についての指導・お願いを実施する。	空き家や空き地が適正に管理されることにより、瓦や窓等の破損や飛散、倒壊、不審火による火災等が防止できる。 「環境の美化推進」により美しいまちづくりを目指すことで、犯罪の発生を抑止できる。	建築指導課 予防課 ごみ減量課
林道管理事業の実施	市管理の林道及び高速道路側道等の修繕や除草等の維持管理と、森林組合が管理する林道に対しても維持管理事業補助金を交付する。	林道等通行者の安全が確保できる。	農林水産課
農道維持管理事業の実施	農業用施設（農道等）での事故等の発生防止と施設の耐用年数の延長を図るために軽微な施設補修を実施する。	通行車両及び歩行者の事故発生を防止できる。	農地整備課
公園施設（遊具）の安全点検業務の実施	公園施設（遊具）について、公園の管理委託をしている業者や自治会による日常点検を行うほか職員による点検及び年1回の専門業者による精密点検を実施する。	危険箇所を早期に発見し、事故を未然に防ぐことにより、利用者が安全かつ安心して公園を利用することができる。	都市計画課
交通安全施設整備事業の実施	交通安全施設（道路反射鏡、照明灯、防護柵等）の設置及び歩道の整備を実施する。	水路等への歩行者自転車の転落防止 通行車両の安全性向上による事故発生を防止できる。	道路課
道路整備事業の実施	道路へ防護柵を設置する。	水路等への歩行者自転車の転落を防止できる。	道路課
自転車歩行者専用道路整備事業の実施	自転車歩行者用の専用道路を整備する。	自転車歩行者が安心して通行出来る空間を確保するために滝の宮山根線等を整備することで、事故発生を防止できる。	道路課
自転車走行空間整備の実施	自転車通行帯のカラー化や路面標示による通行位置の明示を行う。	自転車が安全で快適に通行ができるとともに、歩行者の安全性が高まる。	道路課
不審者情報の発信	小中学校から報告のあった不審者情報を、市のHPに掲載したり、市民、地域見守り活動者、保育所及び児童センターの保護者等に情報提供を実施する。	不審者への早急な対応が図られ、被害の発生が防止され減少することができる。	防災安全課 社会教育課 学校教育課 子育て支援課
小中学校交通安全担当者会の実施	各小中学校の交通安全担当者が集い、児童生徒の安全確保に向け協議を実施する。	学校の交通安全指導計画を確立し、児童生徒の交通安全が確保できる。	学校教育課

事業（取組）名	概要	期待される効果	関係課所名
青色防犯パトロール支援推進事業の実施	児童生徒の登校・下校時等の見守りを実施する。	不審者による被害を防止・減少できる。	学校教育課
防犯ブザーの配布	毎年度当初に、小学1年生に対して防犯ブザーを配布する。	不審者による被害を防止・減少できる。	学校教育課
児童生徒をまもり育てる協議会の実施	各中学校区ごとに小中学校と地域が連携し、小中学生の健全育成のため協議を実施する。	小中学生の健全な育成に向けた体制が整備され、非行・いじめ・不登校が減少できる。	学校教育課
生徒指導主事連絡協議会の実施	小中学校、また高等学校の生徒指導主事が集い、健全育成に向けての情報交換及び研修を実施する。	小中学生の健全な育成に向けた体制が整備され、非行・いじめ・不登校が減少できる。	学校教育課
青少年健全育成事業の実施	小中学校及び高等学校に、健全育成に関する標語を募集し、優秀作品を表彰する。	標語をつくることにより、非行問題等を自分のこととして考え、公民館、学校等に表彰された標語ポスターを掲示することで啓発できる。	青少年センター
街頭補導活動の実施	市内18地区、190名の少年補導委員が、下校時間、夜間街頭補導活動を実施する。花火大会等の特別街頭補導活動を実施する。	青少年の非行を未然に防止できる。	青少年センター
防犯灯のLED化及び電気代の全額市負担の実施	自治会接地の防犯灯を全てLED化するとともに、その電気代を全額市が負担する。	防犯灯のLED化、自治会負担軽減による必要な防犯灯の増設により、安全安心まちづくりが促進される。	地域コミュニティ課



第3章 健やかに暮らせるまちづくり (子育て支援・健康・介護の充実)

〈基本方針〉

誰もが住み慣れた地域社会の中で、安心して住み続けることができるよう、環境の整備の充実を図る。社会参加の機会減少で地域との関係も薄くなり、ともすれば閉鎖的になる。状況確認が困難な家庭に対する見守り体制について関係機関と連携強化を図り、虐待やドメスティックバイオレンス、孤独死などの被害者にならないよう子どもや高齢者、障がい者、女性を支えるための地域の仕組みづくりを進める。

- 1 子ども・子育て支援事業計画を定め、子どもが健やかに育つことのできるまちづくりを推進している。今後においても、保護者、学校、地域、事業者と行政が一層連携を図り、次代を担う子どもの健全育成を推進する。また、安心して子育てできる環境を整備する。
- 2 児童や高齢者、障がい者に対する虐待を防止するための早期発見や見守り体制を構築するとともに、相談機能の充実を図る。
- 3 感染症や食中毒等による健康被害の拡大を防ぐため、保健所をはじめとする関係機関と協力して健康危機管理体制を整備する。
- 4 育児不安や介護不安の解消・解決の対応を推進するため、育児や介護等に関する各種相談機能の充実と関係機関との連携強化を図る。また、同様の状況にある家庭の交流の場の拡充など家庭を地域で支える仕組みづくりを進める。
- 5 救急医療体制の維持、確保のために休日夜間救急センターの診療時間の拡大や市民への啓発活動に取り組んでいる。今後においても、救急医療体制の充実を目指し積極的に推進する。
- 6 一人暮らしの高齢者等が、安心して在宅生活ができるようにハード・ソフト両面から支援体制の整備を進める。
- 7 新居浜市地域福祉推進計画を定め、地域における全ての生活課題に対し、基本的な福祉ニーズは公的サービスで対応する、という原則は踏まえつつ、地域における「新たな支え合い」（共助）の拡大、強化により生活課題の解決を図る。

〈現状〉

(1) 子どもの尊重と自立支援

ア 子育て支援に関する計画の策定（平成27年3月）

子ども・子育て支援事業計画

イ 児童の放課後の遊び場

都市公園 27箇所

児童遊園地 8箇所

子供広場 56箇所

児童館 4館

(2) 安心して子育てできる環境整備

ア 幼稚園	11箇所	定員数	2,645名(平成27年4月)
イ 保育所	27箇所	定員数	2,770名(平成27年4月)
ウ 地域型保育事業所	4箇所	定員数	67名(平成27年4月)
エ 認定こども園	1箇所	定員数	1号120名 2・3号 60名(平成27年4月)

オ 地域子育て支援拠点施設 8箇所

(3) 子どもへの虐待防止対策

相談件数(平成27年度) 50件

(4) 高齢者支援

ア 地域包括支援センター(ブランチ)設置数 9箇所

イ 独居高齢者数(平成28年3月) 4,295名

ウ 緊急通報装置設置数(平成28年3月) 268機

(5) 障がい者支援

ア 障がい者計画(平成27年3月)及び障害福祉計画の策定(平成27年3月)

イ 障がい福祉サービス利用者数(平成27年度末) 983名

ウ 自立支援医療決定者(平成27年度末) 2,158名

エ 重度心身障がい者医療決定者(平成27年度末) 3,049名

(6) 乳児家庭全戸訪問事業(平成27年度)

ア 訪問件数 977件

(7) 医療施設数(平成27年度)

ア 病院 12箇所

イ 診療所 96箇所

ウ 歯科診療所 58箇所

(8) 小児を含めた夜間休日の救急医療 患者の推移

平成25年: 8,488名

平成26年: 8,721名

平成27年: 8,210名



《主体ごとの取組》

「市民の取組」

- ・自分の主治医を持って適正な受診をする。
 - ・正しい健康情報を知り自分の健康管理をする。
 - ・家に閉じこもらず、外出を心がけ積極的に社会参加する。
 - ・うがいや手洗い等を行い、感染症を予防する。
 - ・感染症等の健康を害する情報について収集する。
 - ・DVや児童虐待の疑いを持ったときはすぐに通報する。
 - ・社会保険制度の必要性を認識し、適正なサービス利用や受診を行う。
 - ・悩みを抱え込まないで相談窓口を利用する。
 - ・障がい者が自立して生活できるように、お互いの人権を尊重し、個性を理解する。
- ・・・等

「事業者の取組」

- ・従業員への健康教室や研修を実施する。
- ・健康管理に関する社内掲示を行う。
- ・手洗い場所等に消毒液を設置し、感染症を予防する。
- ・感染症対応マニュアルを作成する。
- ・育児や介護を行う必要がある従業員への支援を行う。
- ・障がい者のニーズに対応できるように努める。
- ・事業者間の連携を図りながら障がい者を支援する。

・・・等

「市の取組（施策）」

事業（取組）名	概要	期待される効果	関係課所名
安全安心のまちづくり条例の啓発	安全安心のまちづくり条例について、市民、事業者等に広く周知・啓発を行う。	安全安心のまちづくり条例について市民、事業者等に広く周知・啓発を行うことにより、安全安心への意識の高揚が図られる。	防災安全課
自治会加入率の促進	減少傾向である自治会の加入者を増やすため、加入を呼びかけるチラシを作成したり、市政だよりの特集号による広報、毎年3月を加入促進月間と位置付けたキャンペーン活動を実施する。	自治会加入率の向上により、地域における子どもや高齢者、障がい者、女性を支えるための見守り体制が図られる。	地域コミュニティ課
市民相談事業の実施	弁護士による法律相談や市民相談員による市民相談を行い、市民生活に関係する様々な問題に対してアドバイスをする。	法的トラブルや金銭トラブルに対して適切なアドバイスを行いことにより、市民の財産・安全を守ることができる。	地域コミュニティ課
DV対策推進事業の実施（DV被害者支援等）	DV被害者等からの相談を受け、関係機関及び庁内関係課所等と連携・協力を図り、ケースによっては緊急避難及び緊急一時保護の支援を行うほか、被害者等の自立に向けての支援やアドバイスをする。	DVは犯罪であり被害者への支援等は非常に大切なことである。DV対策推進事業の取組みの中でも、今後は特に予防的な対策（デートDVに対する教育など）を推進していくことにより、犯罪を抑止することができる。	男女共同参画課
市営住宅へのDV被害者の優先入居の実施	DV被害者のうち、保護命令が下り、収入が少なく住宅に困窮している者に対して、市営住宅への優先的な入居を実施する。	DV被害者が安定した生活をする事ができる。	建築住宅課
児童遊園地・子供広場及び児童館の遊具の安全点検の実施	専門業者による児童遊園地・子供広場及び児童館の遊具の安全点検を毎年実施する。	児童が児童遊園地・子供広場及び児童館で安全に遊具を利用して遊ぶことができる。	子育て支援課 都市計画課
公園施設（遊具）の安全点検業務の実施	公園施設（遊具）について、公園を管理委託している業者や自治会による日常点検を行うほか職員による点検及び年1回の専門業者による精密点検を実施する。	危険箇所を早期に発見し、事故を未然に防ぐことにより、利用者が安全かつ安心して公園を利用することができる。	都市計画課

事業（取組）名	概要	期待される効果	関係課所名
見守り推進員活動事業の実施	一人暮らしの高齢者を見守りをする体制を作り、見守り推進員が民生委員と連携し、おおむね週1回近隣の安否確認の必要な高齢者を見守りを実施する。	一人暮らしの高齢者の不安が解消され、安心して生活することができる。	介護福祉課
緊急通報体制整備事業の実施	一人暮らしの高齢者が異常時にボタンを押すと、委託契約業者を通じてあらかじめ登録されている連絡先に情報が伝達される緊急通報装置を設置する。	一人暮らしの高齢者で、緊急時の通報体制が整備されることで不安が解消され、安心して生活することができる。	介護福祉課
配食サービス事業（安否確認）の実施	一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対して1日1食、週5回を限度として食事を配達し、安否確認を実施する。	対象者の栄養改善が図られるとともに、安否が確認できる。	介護福祉課
保育所施設の安全・衛生点検の実施	保育所施設（園舎・調理室・遊具等）の安全・衛生点検を保育所職員が毎月実施するほか、遊具専門業者による遊具の安全点検を毎年実施する。	児童及び職員が安全かつ衛生的に保育所を利用できる。	子育て支援課
新居浜市要保護児童対策地域協議会の設置	児童福祉法第25条の2の規定に基づき新居浜市要保護児童対策地域協議会を設置し、警察署、児童相談所、民生児童委員協議会、幼稚園協会、保育協議会、教育委員会等関係機関と連携して、児童虐待等、要保護児童の早期発見及び保護並びに要保護児童及びその家族への支援を実施する。	児童虐待等、要保護児童の早期発見及び保護並びに要保護児童及びその家族への適正な支援ができる。	子育て支援課
育児支援事業の実施	新生児及び乳児のいる家庭への訪問や乳幼児相談などを行い、乳幼児の発達支援及び母親等の育児不安を解消する。	母親の精神面の安定や虐待の早期発見及び防止が図られ、乳児の健全育成のための環境づくりができる。	保健センター
相談支援事業の実施	障がい（身体・知的・精神）に対する専門の相談員が、障がい者等に対して生活全般に関するアドバイスを行う。	障がい者が生活していく上でのサポートすることはもちろんのこと、その家族が悩みを抱えこむ等社会から孤立化することを防ぐことができる。	地域福祉課
救急医療体制運営事業の実施	休日夜間急患センターの運営を、新居浜市医師会に委託し、内科小児科急患センターにおいて休日夜間及び小児深夜帯診療を実施するほか、外科の休日診療を在宅当番医制運営事業として、担当医師の診療所において実施する。	救急医療体制の基盤が整備され、市民が安心して日常生活を送ることができる。	保健センター
地域見守り活動の実施	各校区（大島校区を除く）において、登下校時の声掛け運動等の見守り活動を実施する。	地域の子どもに大人たちが関心を持ち、見守り育てる雰囲気づくり、温かいふるさとづくりができる。	社会教育課

事業（取組）名	概要	期待される効果	関係課所名
児童生徒をまもり育てる協議会の実施	各中学校区ごとに小中学校と地域が連携し、小中学生の健全育成のため協議を実施する。	小中学生の健全な育成に向けた体制が整備され、非行・いじめ・不登校が減少できる。	学校教育課
生徒指導主事連絡協議会の実施	小中学校、また高等学校の生徒指導主事が集い、健全育成に向けての情報交換及び研修を実施する。	小中学生の健全な育成に向けた体制が整備され、非行・いじめ・不登校が減少できる。	学校教育課
青少年育成スポーツ活動の実施	少年スポーツに携わる指導者に対する講習会と少年スポーツ大会を実施する。	健全な肉体に健全な精神が宿るという観点からスポーツ活動を通じて健全な子どもを育成できる。	スポーツ文化課
青少年健全育成事業の実施	小中学校及び高等学校に、健全育成に関する標語を募集し、優秀作品を表彰する。	標語をつくることにより、非行問題等を自分のこととして考え、公民館、学校等に表彰された標語ポスターを掲示することで啓発できる。	青少年センター
街頭補導活動の実施	市内 18 地区、190 名の少年補導委員が、下校時間、夜間街頭補導活動を実施する。花火大会等の特別街頭補導活動を実施する。	青少年の非行を未然に防止できる。	青少年センター
子どもを取り巻く有害対策の実施	子どもを取り巻く環境浄化のため、酒・たばこ販売店にチラシの配布等の啓発を実施する。	青少年の非行を未然に防止できる。	青少年センター
投票所の衛生対策の実施	インフルエンザ等感染予防の為、全ての投票所に消毒液を設置し、来場者に利用を呼びかけ、衛生対策を実施する。	感染症の予防及び投票所の衛生対策ができる。	選挙管理委員会
公共建築物（小中学校施設を含む）のバリアフリー化の実施	高齢者や障がい者にやさしい環境作りとして、公共建築物等のバリアフリー化を実施する。また、選挙時に投票所となる施設については、養生シート等により土足のまま投票所へ入場できる環境の整備を実施する。	高齢者や障がい者にやさしい環境が整備され、事故の発生を防止できる。快適な学校生活や選挙が実施できる。	学校教育課 選挙管理委員会 関係各課所



第4章 快適な環境の保全 (衛生の向上・健全な消費生活)

《基本方針》

本市では、市と市民が協働して環境へ目を向ける第一歩として市内の一部のスーパーにおいてレジ袋の無料配布中止を実施しているが、環境に関する問題は、地球規模の視点で取り組む必要があることから多方面への働きかけと、綿密な連携体制が必要である。

また、食品の不正表示や薬物混入事件、悪徳商法など消費者の安全と信頼を裏切る事件など国民生活の身近なところで大きな不安をもたらす消費者問題や環境汚染のほか管理放棄された空き家等に関する環境問題が数多く生じている。市民が、安心して商品やサービスを利用することができ、あわせて衛生的で快適な環境のもと日常生活ができるように、適切な情報提供や様々な問題に対応できる支援体制づくりを図る。

- 1 商品やサービスを安心して利用できるように的確で迅速な情報提供を行うとともに出前講座の実施等で啓発の充実を推進する。また、消費生活センターの体制を整備し、消費者の自立支援と消費者被害を防止する体制の充実を図る。
- 2 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等により快適な日常生活が脅かされる場合があることから、環境の現況把握と発生原因の調査を行うとともに市民からの相談や問題解決のための体制強化を図る。
- 3 二酸化炭素排出に伴う温暖化や環境汚染のほか、日常生活における様々な環境問題がグローバル化・複雑化していることから、市民、事業者、行政の協働による取組が必要であり、それぞれの立場で、安全で安心のできる生活環境の推進を図る。
- 4 空き家の老朽化や管理されていない空き地により、近隣住民の生活環境や安全な通行に悪影響を及ぼしていることが、全国的に問題となっている。
本市の実態を把握するとともに、他自治体の動向に注視しながら快適な環境の構築にむけて関係各課で連携し、指導体制の充実を図る。

《現状》

- (1) 消費生活に関する情報の提供と普及啓発（平成27年度）
 - ア 出前講座 13回
 - イ 出前講座参加者数 374名
- (2) 消費生活環境の向上（平成27年度）
 - 消費生活相談 759件
- (3) 衛生等に関する相談（平成27年度）
 - ア 相談件数 151件
 - イ 主な相談内容
大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、犬・猫の飼い方 等
- (4) 大気汚染の状況（平成27年度）
 - 光化学スモッグ注意報の発令回数 0回
- (5) 空き家、老朽危険家屋（平成27年度）

ア 相談件数	148件
イ 指導等の状況	109件

《主体ごとの取組》

「市民の取組」

- ・消費生活に関する情報を収集し、必要な知識を修得する。
- ・浄化槽の適正な保守点検を行う。
- ・水路等の消毒を行う。
- ・ごみの発生を抑制し、リサイクル等に努めるとともに、ごみの分別を徹底する。
- ・自己の所有地、管理地等を定期的に点検し適正に管理する。
- ・危険箇所の手入れを行う。
- ・老朽危険家屋を見かけたときは通報する。
- ・環境に関する学習会等に積極的に参加する。
- ・市民一斉清掃等、環境美化活動へ積極的に参加する。
- ・ごみ収集場所の清掃等、管理に協力する。
- ・買い物時は、マイバッグを持参する。
- ・自動車の運転時は、エコドライブを実践する。
- ・ライフスタイルを見直し、節電、節水に努める。
- ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により、水質の保全に努める。
- ・犬、猫等の飼い主は、動物の飼養に責任を持つ。
- ・野犬、野良猫への餌やりをしない。

・・・等

「事業者の取組」

- ・所有地や建物を定期的に巡回する。
- ・事業所での廃棄物の発生を抑制し、再利用等によりその減量に取り組む。
- ・環境美化への意識を高め、管理する土地や建物の周辺の清潔を保つ。
- ・危険箇所の手入れを行う。
- ・老朽危険家屋を見かけたときは通報する。
- ・ごみ等が放置されないよう夜間や休日の施錠を徹底する。
- ・環境研修会を行う。
- ・消費者との取引における公正を確保する。
- ・社会的貢献活動等の実施や地域活動へ参加する。
- ・環境保全協定を励行し、環境に配慮する。
- ・温室効果ガスの排出量削減のための取組を行う。
- ・事業所から排出されるばい煙や排水等を適正に管理する。
- ・緊急時におけるマニュアルを作成し、従業員への周知を図る。

・・・等



「市の取組（施策）」

事業（取組）名	概要	期待される効果	関係課所名
安全安心のまちづくり条例の啓発	安全安心のまちづくり条例について、市民、事業者等に広く周知・啓発を行う。	安全安心のまちづくり条例について市民、事業者等に広く周知・啓発を行うことにより、安全安心への意識の高揚が図られる。	防災安全課
市有地（普通財産）の管理	管理地の除草・雑木の伐採、柵の設置及び補修・整地、舗装・修繕等、適正な管理を実施する。	雑草等の火災及び害虫の繁殖、ごみの不法投棄を防止し、快適な市民生活に寄与できる。	管財課
市民相談事業の実施	弁護士による法律相談や市民相談員による市民相談を行い、市民生活に関係する様々な問題に対してアドバイスをする。	法的トラブルや金銭トラブルに対して適切なアドバイスを行うことにより、市民の財産・安全を守ることができる。	地域コミュニティ課
消費生活センターの設置	専任の消費生活相談員を配置し、悪質商法等の消費者トラブルに対し、助言・あっせんを行うとともに、消費者啓発を実施する。	消費者の財産・安全を守るための拠点として、消費者被害の未然防止や早期解決することができる。	地域コミュニティ課
野犬対策の実施	市内全域において、野犬を捕獲するための捕獲箱の貸し出しを実施する。	野犬の群生化を防止し、安全な市民生活を支援することができる。	環境保全課
放置自動車廃物認定事業の実施	平成14年4月1日施行の「放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、放置自動車廃物認定委員会委員を委嘱、委員会を開催し、放置自動車を撤去する。	公共の場所に放置される自動車の発生の防止を図るとともに、放置された自動車は速やかに処理し、市内の公共の場所に放置自動車がない状況にすることにより、市民の安全・快適な環境が確保できる。	ごみ減量課
環境美化啓発事業の実施	平成14年4月1日に「きれいなまち新居浜をみんなで作る条例」を施行し、市内全域に環境美化推進員を委嘱、まち美化キャンペーン、啓発看板を配布するなどの啓発活動の実施する。また空き地の適正管理や犬のふん放置禁止についての指導をする。	地域環境の美化および資源の有効利用や、環境に配慮した市民の自発的な活動を促すことで、清潔で美しいまちづくりを目指し、快適な環境の保全を図ることができる。	ごみ減量課 環境保全課
一般下水路整備事業の実施	地域の環境整備と浸水解消を目的に、比較的規模の小さい、公共下水道以外の一般下水路の整備を実施する。	水路の排水能力の向上により、災害に強いまちづくりができる。	下水道建設課
河川改良事業の実施	生活環境の改善及び水の水質保全を図ると共に、浸水被害の解消を図るため市管理河川の改良を実施する。	河川の排水能力の向上等により、災害に強いまちづくりができる。	下水道建設課
空き家・空き地対策の実施	空き家や空き地の所有者に対して、適正な管理・対処についての指導・お願いを実施する。	空き家や空き地が適正に管理されることにより、快適な環境の構築を図ることができる。	建築指導課 予防課 ごみ減量課

事業（取組）名	概要	期待される効果	関係課所名
投票所の衛生対策の実施	新型インフルエンザ等感染予防のため、全ての投票所に消毒液を設置し、来場者に利用を呼び掛け衛生対策を実施する。	感染症の予防及び投票所の衛生対策ができる。	選挙管理委員会
保育所施設の安全・衛生点検の実施	保育所施設（園舎・調理室・遊具等）の安全・衛生点検を保育所職員が毎月実施するほか、遊具専門業者による遊具の安全点検を毎年実施する。	児童及び職員が安全かつ衛生的に保育所を利用できる。	子育て支援課
障がい者（児）施設の安全・衛生点検の実施	障がい者（児）施設（建物・調理室・設備器具等）の安全・衛生点検を施設職員が毎月実施するほか、設備器具専門業者による設備器具の安全点検を毎年実施する。	障がい者（児）及び職員が安全かつ衛生的に施設を利用できる。	地域福祉課
大気監視事業の実施	市内6箇所（県3箇所、市3箇所）に大気測定局を設置し、常時監視を実施する。	常時監視により、市民の健康や環境への被害を防止できる。	環境保全課
環境保全協定の締結	事業所は、環境法令の規制を遵守することはもとより、環境に配慮した取組をすること及び事故が発生した場合は市へ報告し、速やかに対応することを義務付ける。また、市は事業所への立入検査ができることとし、事業所排水の水質検査を実施する。	事業所の状況を市が監視したり調査することで、より環境に配慮した事業活動ができる。また、事故発生時に、早急な報告や対応を義務付けており、周囲への影響を最小限に抑えられ安心な環境づくりができる。	環境保全課
公害苦情相談の実施	悪臭、騒音、振動等の苦情に対し、現地調査を実施し、申立人や原因者に面接し、苦情内容の把握や相互理解による解決を支援する。	現場調査により原因が究明されるとともに、原因者の意識の啓発がなされ再発が防止できる。	環境保全課



(目的)

第1条 この条例は、犯罪、事故、災害その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威及び危険（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全安心のまちづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにすることにより、一体となつての安全安心のまちづくりを総合的に推進し、もつて市民が安心して暮らすことができる安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。

犯罪、事故、災害その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威及び危険にさらされることなく、安全で安心して暮らせる社会は、市民みんなの願いです。

このため、本条は本条例が、市民が安全で安心して暮らせることができる地域社会づくりに関し基本理念を定め、市、市民、事業者等の役割を明らかにすることにより、三者が一体となつての安全で安心のまちづくりを総合的に推進し、それによつて市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とすることを明らかにしたものです。

また、犯罪、事故、災害等の発生を未然に防止することはもちろんですが、やむを得ず犯罪等が発生した場合においては、被害の拡大防止や被害の軽減に向けて取り組む必要があります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者及び市内に通勤、通学等をする者をいう。
- (2) 事業者等 市内において事業活動を行うすべての者並びに市内に所在する土地及び建物その他の工作物の所有者並びに管理者をいう。

本条は、市民、事業者等の用語の意義を明確にしたものです。

(1) 「市民」とは、住民登録の有無を問わず、市内に生活拠点を置くすべての者、及び通勤、通学するすべての者をいいます。

(2) 「事業者等」とは、市内に事務所、店舗、工場等を有し、事業活動を行うすべての法人及び個人、並びに市内に土地及び建物その他の工作物を所有・管理するすべての法人及び個人をいいます。

(基本理念)

第3条 安全安心のまちづくりは、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行わなければならない。

2 安全安心のまちづくりは、自らの地域は自らで守るという基本認識の下に、自主的又は自発的に地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全活動」という。）が積極的に推進されるための環境づくりを目的として行わなければならない。

3 安全安心のまちづくりは、犯罪等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、市、市民及び事業者等が犯罪等に関する体験及び教訓並びに犯罪等に対する知識等を日常生活に生かすとともに、将来の世代に継承することを目的として行わなければならない。

本条は、市民が安心して暮らすことができる安全で安心な地域社会の実現を図るという第1条の目的達成のため、本条例の基本理念を明確に示すことにより、本条例のあり方を方向付けるものです。

本条例は、市、市民及び事業者等が協働しながら、自主的・自発的に地域安全を確保するための活動を行う等、市民、事業者等に理念の共有を願うという理念条例であり、犯罪等を取り締まったりすることを目的としたものではありません。

市民、事業者等との連携・協働により、人の目が行き届いた犯罪、事故、災害の起きにくい環境づくりを進めることを目的としており、多くの市民、事業者等の協力を得て、市を挙げて安全で安心なまちづくりに取り組むための条例となっています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全安心のまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、かつ、実施するに当たっては、市民及び事業者等の意見を十分に反映させるとともに、国、県、警察署その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、震災、風水害等に対しては、新居浜市地域防災計画に基づく施策の推進により、市民の安全を確保するよう努めなければならない。

4 市は、犯罪等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に援護を必要とする高齢者、障がい者、子供等に配慮した施策が実施されるよう努めなければならない。

本条は、前条の基本理念に基づき、市が果たすべき役割、責務を定めたものです。市は、第1項において、基本理念にのっとり、安全安心のまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するよう努めなければいけずとしており、その施策を実施するに当たって、特に第4項では、犯罪等弱者となりやすい高齢者、障がい者、子供等、要援護者へ配慮するよう努めるものとしています。

○施策の具体的な事例

- (1) 防犯教室（高齢者に対する振り込め詐欺対策等）や自主防災組織育成のための講習会等、地域における防犯・防災活動に対する啓発。
- (2) 家庭、学校、地域が連携しての、児童・生徒への安全教育の実施。
- (3) 登下校時の安全確保のための、小・中学生への防犯ブザーの配布。
- (4) 生活道路の改善。（歩道のバリアフリー化、歩車道の分離、危険箇所へのガードパイプ・照明灯の設置等）
- (5) 安全に配慮した公共施設・設備の整備。（障がい者・高齢者にやさしい公園整備。公共建築物の完全バリアフリー化、見通しの確保、遊具の点検等）
- (6) 消費生活相談ほか各種市民相談の実施。
- (7) 防災対策。（雨水ポンプ場の整備、砂防施設の整備、海岸の護岸整備、公共施設の耐震化等）
- (8) 事業所におけるBCP計画（事業継続計画）作成の啓発、支援。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、常に生活の安全に関する意識を高め、自ら生活の安全の確保を図り、互いに協力して地域安全活動を推進するよう努めるとともに、市の実施する安全安心のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、市民一人一人が自ら自分の安全を守り、互いに協力して地域安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する施策への協力に努めることを求めるものです。

○責務の具体的な事例

- (1) 自ら生活の安全を確保するため、自転車・自動車を離れるときは短時間でもロックする、短時間の外出でも戸締りをする、忍び込み等の犯罪防止に関し、見通しのきく垣や柵にする等。
- (2) 地域防犯パトロール等、地域安全活動への参加。（自主防犯活動の推進）
- (3) 自主防災組織の充実。（初期消火、救助活動等の協力）
- (4) 日頃から家庭で防犯・防災について話し合い、家族の連絡方法等を確認。
- (5) 耐用年数の過ぎた消火器等、危険物の適切な管理・処分。
- (6) 住宅の建設等の際、構造・配置について防犯・防災に配慮。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、地域の安全に配慮し、犯罪等を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市の実施する安全安心のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、事業者等が業種や法人・個人を問わず市内で事業活動を行うに当たって、防犯・防災の責任を担う者を置くなど犯罪等を防止するために必要な措置を講ずるよ

う努めるとともに、市が実施する施策への協力に努めることを求めるものです。

○責務の具体的な事例

- (1) 事務所荒らしへの対応として、小売店・事業者等の犯罪の防止に配慮した門扉・錠前・防犯カメラの設置等。
- (2) ハード面・ソフト面の両面から事業所において犯罪、事故、災害等の防止に配慮するとともに、従業員や来客等の安全確保。
- (3) 土地・建物その他工作物の所有・管理者が、その整備や維持管理において、他者から侵入等されにくい措置を講じる等、犯罪を誘発しにくい環境の整備。
- (4) 犯罪、事故、災害に対応する行動マニュアルや事業継続計画（BCP）の作成。
- (5) 従業員への安全教育や訓練の実施。
- (6) 事故や災害が発生したときに備え、関係機関や周辺地域への連絡体制を構築。
- (7) 「火災予防条例」や「環境保全協定」等、個別の法令、協定に基づく措置。

(地域安全活動)

第7条 市、市民及び事業者等は、地域安全活動を連携し、及び協力して積極的に推進することにより、助け合いの精神に根ざした良好な地域社会の構築に努めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者等は、市民一人一人が行う身近な暮らしの安全及び安心の確保に関する取組を、地域全体の活動につなげていくよう努めなければならない。
- 3 市民及び事業者等は、地域で犯罪等が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、速やかに関係機関等に通報するとともに、互いに協力して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市長は、市民及び事業者等が推進しようとする地域安全活動に対して、必要な助言及び指導を行うことができる。

本条は、第3条に定める基本理念の中の地域安全活動として、市、市民及び事業者等が行わなければならない責務を定めたものです。また、市長は、地域安全活動に対して、必要な助言及び指導を行うことができるとしています。

特に第3項では、市民及び事業者等は、犯罪、事故、災害等が発生した場合や、そのおそれがある場合には、速やかに関係機関等へ通報し、被害の拡大防止や周辺の安全確保のため協力して必要な措置をとることとされています。具体的には、日頃から連絡・通報体制の確認や共同訓練などを実施していくことが必要です。

(情報提供)

第8条 市は、市民及び事業者等が適切かつ効果的に安全安心のまちづくりに関する活動が推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 市は、前項の情報の提供に当たっては、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

本条は、安全安心のまちづくりに関する活動が推進できるよう、市が市民及び事業者等に対して、必要な情報提供を行うとしています。その際、市は個人情報を適正に取り扱わなければいけないとしています。

○情報提供の具体的な事例

不審者情報のHP掲載やメール配信、各種防犯・防災・交通事故防止等啓発活動。

(意見の聴取)

第9条 市長は、この条例の目的を実現するに当たり、必要に応じて関係者に対し、意見又は協力を求めることができる。

本条は、この条例の目的である市民が安心して暮らすことができる安全で安心な地域社会の実現を図るため、市長が必要に応じて関係者に対し、意見又は協力を求めることができることを定めたものです。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしています。